

展 望

地方創生のためにも水土の知を次世代と

NPO 法人あぐりねっと 21

加 藤 徹

(KATO Toru)



平成 23 年 4 月の農業農村工学会の「東日本大震災」塩害現地調査に同行した地元テレビ局がその日の夕方のニュースで取り上げ、メインキャスターは、津波による塩害をうけた広大な農地で農業の再生を行うとき先ずもって除塩作業が必要であり、そのためには排水路、排水機場などの復旧が最優先されなければならない、と農業水利施設の役割、重要性を正確に認識し報道してくれた。小生にとって、農業水利施設などの重要性についてこれだけ正しく認識したマスコミ報道を目の当たりにしたのは初めてであり、大変感激した。

しかし、農業土木の分野は一般国民にはまだまだ馴染みが薄く、なかなかきちんと理解してもらえないことが多い。それは、農業という大きい括りの中では、農業土木の分野は生産基盤の整備や環境整備という縁の下の力持ち的な役割を果たす立場にあることと、農業土木に関する類縁用語¹⁾が多いのも一因であろう。まず「農業土木」、「土地改良」という用語については、明治 19 年に駒場農学校と東京山林学校が統合して東京農林学校（のちの帝国大学農科大学、東京帝国大学農学部）となったとき、教科目に「農業土木」と「土地改良論」として登場し²⁾、さらに明治 32 年に耕地整理法が制定され、全国で耕地整理事業が展開されるようになった頃に、農学校用教科書として『農業土木』、『農業土木教科書』、『土地改良論』などが次々に著わされ¹⁾、用語の意味としてもほぼ現在の内容に近い形で定着した。この類縁用語について、大串氏が、事業制度に係る法的な立場からは「土地改良」、国の予算的な立場からは「農業農村整備」（旧・農業基盤整備）、また技術や技術者を総称する場合には「農業土木」という用語が用いられ、教育現場では「地域環境工学」、「農業環境工学」、「生産環境科学」等（従来は「農業工学」、「農業土木学」）、などと多くの用語が使われている³⁾、と整理しているように、この類縁用語が多いことも一般国民に分かりにくくしてきたのかも知れない。

このようなバリアがあっても、一般国民の方々にも広く理解してもらい、次世代とともに水土の知をきちんと継承していかなければならない。そういう意味で非常に意義のあったのは水土の知の定礎であったと思う。農業土木学会が学会の名称変更を検討する際に、農業土木のビジョン

策定に当たり、基本理念として農業土木が拠って立つところの“水土”を“循環の原理”を基軸として理解し、ここに“水土の知”として定礎し、これをもって新たな農業土木の展開を図る⁴⁾こととした。この“水土の知”の定礎について小前氏は、科学技術の視座から、「農業土木は、水土の知の定礎によって、過去の実績から未来の役割までを一貫しつつ、農業生産や農村生活の場において水と土と人の関わりを扱う普遍的な科学へと質的に転換した。領域の外縁を規定せずに骨格を規定する形になり、学の体系の重心が動揺することはなくなった」⁵⁾と整理している。

この水土の知というビジョンのもとに、農業土木の分野を一般国民に理解してもらう喧伝効果の大きい運動として評価できるものに、水土の知の定礎の時期とやや時を同じく、平成13年度から全国展開されている21世紀土地改良区創造運動がある。この運動の目的は、土地改良区が果たしてきた役割、機能をあらためて見直すとともに、多面的機能の発揮など国民が期待する役割に対する土地改良区の実績を、地域の人たちと一緒に考えていくことを提案する運動である。各土地改良区では、業務が多様化する状況下においても、特に次世代の子どもたちの育成などを念頭に、小学生の農業水利施設見学、生き物調査、出前講座、など例示し尽せないほど多様な運動が展開されている。

また、この21世紀土地改良区創造運動とともに、平成19年度からは、地域共同による農地・農業用水などの資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組みに対して農地・水保全管理支払交付金が交付されるようになった農地・水・環境保全向上対策がある。そして、この対策は、平成23年度に農地・水保全管理支払交付金事業へ、平成26年度からは多面的機能支払事業へ、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた多面的機能支払という安定的な事業制度へ移行している。この多面的機能支払事業制度は、水路、ため池、農道などの保全管理のため、農業者と地域住民など農業者以外の人たちも含めた多様な主体が参加して地域ぐるみで共同体を組織するため、農業水利施設などの地域資源価値を理解してもらうのに非常に有益である。それとともに、近年失われつつあるかつての地域、集落（ムラ）の“絆”を新たに構築することができ、今後の地方創生の施策の一翼を担い、それを先取りして展開しているとみることもできる。さらには、21世紀土地改良区創造運動で小学生のときに農業水利施設見学などを体験した人たちが次々と成人になり、多面的機能支払事業制度で地域共同体を組織する際にその人たちが良き理解者として参画するなど、二つの運動・事業制度が時間を超えて有機的に結びつく可能性も秘めている。

ただ、これらの活動の中心にある土地改良区も近年の米価の低迷、TPPの影響、東日本大震災後の電気料金の高騰、さらに担い手への農地利用集積に伴う賦課金徴収のルール化などの課題もあり厳しい状況下に置かれているのも事実である。このような状況下において、最近、農村地域の活性化支援をミッションにしたNPO法人も増えてきたが、全国的なエリアを網羅した土地改良区と比較すると、まだまだ局所的である。したがって、行政ならびに市民レベルのNPO等の支援なども含めて土地改良区の運営を良好な形で持続させ、今後の地方創生のためにも、次世代とともに水土の知を継承していくことが肝要であろう。

引用文献

- 1) 石井 敦：耕地整理事業から土地改良事業への展開過程・事業内容と類縁用語の検討を中心に、三重大学生物資源学部紀要33, pp.29～37 (2006)
- 2) 農業土木学会：農業土木の由来と成り立ち、農業土木ハンドブック（改訂第4版）、丸善、pp.3～12 (1979)
- 3) 大串和紀：農業土木・土地改良・農業農村整備・水土の知とはなにか、http://seneca21st.eco.coocan.jp/working/ogushi/34_03.html (2011)
- 4) 農業土木学会ビジョン検討委員会：農業土木のビジョン策定について、農土誌70(1), pp.1～4 (2002)
- 5) 小前隆美：農業農村工学は水土の知—農学研究一歩前へ—、日本農学アカデミー会報10, pp.24～29 (2008)

[2015.10.1.受理]